

(7/16) 県東芝関係支部長副支部長会議
東芝争議に関して県委員会の見解が示された。

- ① リストラと争議解決どう関連づけて闘うか。
深い関係があるが別の問題である、配転されている3人を戻すことを、争議解決の前提条件にすべきではない。
和解交渉の中で要求する。
職場でおこっているリストラ攻撃に対して「闘いの組織者」の観点から「支部が主役」で大いに取り組む。
- ② 支援共闘会議について
昨年3回の相談会が開かれた、団体構成、役員人事の問題
神奈川労連は別紙の見解を示している、県委員会もその見解を支持している。争議団にはグループ会議で説明したいが「いそがしくてグループ会議を開けない」と言われ「神奈川労連の見解」を支持する事を伝えた、引き続きグループ会議の開催を呼びかけていく。
- ③ 提訴外者の扱い
7/2 中労委での労働委員会、会社との話し合いに職場の代表が外されたのは異常である。
党員への差別、労働者全体を押さえ込む、「職場に自由と民主主義を」の観点。